

**令和4年度採用
加古郡衛生事務組合職員(一般行政職(社会人経験者))
採用候補者試験案内**

1 採用職種、採用予定人員

採用職種	採用予定人員
一般行政職	1名

2 受験資格

次の条件を満たす人(受験資格については、下記について十分ご確認ください。)

(1) 年齢制限と資格

- 昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人で、令和3年10月31日現在で、民間企業等における正社員、官公庁における正規職員、臨時職員又は会計年度任用職員(週38.75時間以上勤務)、任期付職員(週30時間以上勤務)としての職務経験が5年以上あるもの

(2) 職務経験について

- 民間企業等における正社員としての職務経験とは、商法上の会社、民法上の法人又は自営業等において正社員として1年以上継続して就業した期間とします。
また、官公庁における正規職員、臨時職員(週38.75時間以上勤務)又は任期付職員(週30時間以上勤務)としての職務経験とは、国又は地方公共団体等において正規職員、臨時職員(週38.75時間以上勤務)、又は任期付職員(週30時間以上勤務)として1年以上継続して就業した期間とします。
- パート、アルバイト、臨時職員(週38.75時間未満勤務)、任期付職員(週30時間未満勤務)等の経験は職務経験年数には含みません。
なお、派遣社員等については、派遣先で正社員と同様の勤務条件により勤務した期間は、正社員としての職務経験年数に含むことができます。(同じ派遣先で1年以上継続した就業期間が対象です。)
- 継続する1年以上の職務経験が複数ある場合は通算することができます。同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一つのみの職務経験に限ります。
- 最終合格発表後、職務経験年数の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。職歴が確認できなかった場合、及び申込書等の記載事項に不正があった場合には、合格を取り消すことがあります。

(3) その他

次のいずれかに該当する人は、受験できません。(欠格事項)

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 稲美町、播磨町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

裏面もご覧ください

3 申込方法・受付期間

申込先	加古郡衛生事務組合 〒675-0155 加古郡播磨町新島60番地 電話(079)437-7578
申込方法	所定の受験申込書兼履歴書に必要事項を記入のうえ、写真(裏面に氏名を記入)を貼付し、上記まで持参又は郵送してください。 ・郵送での申込の場合は、受付後に受験票を返送しますので、宛先を記載し、84円切手を貼った返信用封筒を同封してください。
受付期間	(持参) 令和4年1月5日(水)～1月20日(木) 午前8時30分～午後5時 【平日】 加古郡衛生事務組合 事務所 【土日祝】 加古郡リサイクルプラザ 受付 (郵送) 令和4年1月5日(水)～1月20日(木) 午後5時必着

4 試験の日時・場所・方法

- (1) 応募者多数の場合は、書類選考を実施することがあります。
- (2) 書類選考を実施した場合の結果は、1月26日(水)までに通知します。
- (3) 書類選考に合格した者については、次の日程で第1次試験を実施します。

第1次試験の日時	会場	方法
令和4年1月29日(土)	加古郡リサイクルプラザ 研修室	筆記試験

受付 午前9時30分～午前9時50分

開始時間 午前10時00分

終了時間 午後 3時00分(予定)

【試験内容】

試験名	試験内容
基礎能力検査(45分)	大学卒業程度の基礎能力(文章読解能力、数的能力、推理判断能力)について試験を行います。
小論文(90分)	公務員として必要な知識及び表現力について試験を行います。
事務能力検査(約50分)	事務作業に必要とされる能力を測定する試験を行います。
適性検査(約50分)	適性検査を行います。

※ 試験時には、筆記用具と受験票を持参してください。

【合格発表】

令和4年2月中旬に加古郡衛生事務組合掲示板に掲示するとともに受験者全員に郵送にて通知します。

(4) 第1次試験合格者に対し、第2次試験(個別面接)を行います。

第2次試験の日時	会 場	方 法
令和4年2月19日(土)	加古郡リサイクルプラザ 研修室	個別面接

開始時間 別途対象者に通知します。

※ 面接時には、筆記用具と受験票を持参してください。

5 合格発表から採用まで

- (1) 合格発表 令和4年2月25日(金)までに本人宛に通知(郵送)します。
- (2) 採 用 試験合格者に対し、令和4年3月上旬頃に健康診断を行い、勤務に支障がないと認めた場合は、令和4年4月1日に採用する予定です。
- 健康診断受診後に受験者の都合により採用を辞退されたときは、その診断に関する費用の負担を求めることがあります。
- また、辞退者が生じた場合には、採用候補者名簿に登録された人から合格者を補充する場合があります。(名簿の有効期限は、令和4年3月31日までとします。)

6 給 与

初任給及び諸手当(扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等)は、加古郡衛生事務組合職員の給与に関する条例等に基づき支給します。

* 学歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって変わる場合があります。

【参 考】 初任給(令和3年4月1日現在)

(職歴5年の場合) 大学卒 229,896 円(地域手当を含む。)
短大卒 212,489 円(地域手当を含む。)
高校卒 201,365 円(地域手当を含む。)

7 受験手続等の問い合わせ先

〒675-0155

兵庫県加古郡播磨町新島60番地

加古郡衛生事務組合

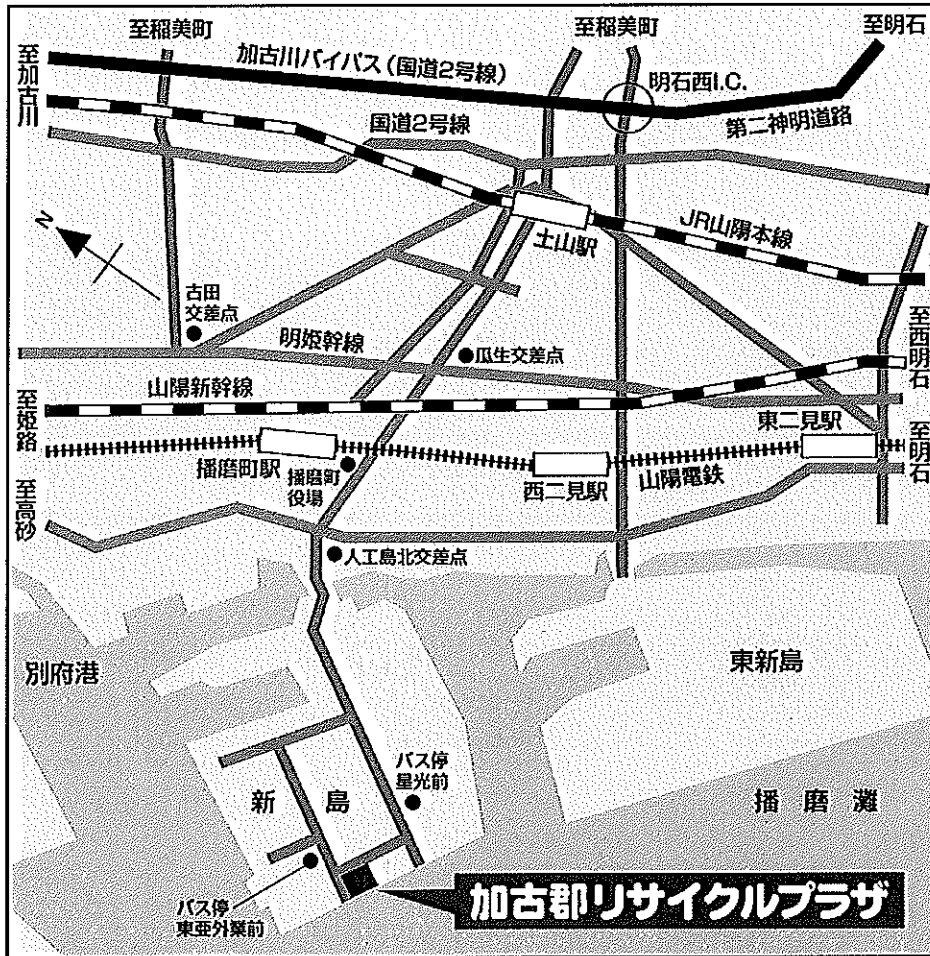
電 話 (079)437-7578

裏面もご覧ください

8 申込受付場所及び試験会場地図

(1) 申込受付場所

加古郡リサイクルプラザ学習棟の中に、加古郡衛生事務組合事務所があります。



チェック	事項
	受験資格を満たしている。
	試験案内(1ページ)に記載する欠格事項に該当しない。
	「受験申込書兼履歴書」に、写真(裏面に氏名を記入)を貼付した。
	「受験票」を受領した。